

2021年6月23日

国立大学図書館協会  
公立大学協会図書館協議会 各加盟館各位  
私立大学図書館協会

国公立大学図書館協力委員会  
大学図書館著作権検討委員会  
email: kokkoshi-copyright@cp.julib.jp

### 改正著作権法のポイントと今後の対応について

図書館関係の権利制限規定の見直しを含む改正著作権法案が、2021年5月26日、参議院本会議において可決、成立しました。今回の法改正は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化したことを受け、民間事業者の市場を阻害しないよう配慮しつつも、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させることを目的としたものです。具体的には、

- ・ 絶版等により一般に入手困難な資料(絶版等資料)について、国立国会図書館によるインターネット送信(ウェブサイト掲載)を可能とすること(第31条第8項関連)
- ・ 一般に入手可能な資料(図書館資料)について、補償金の支払いを前提として、一定の図書館等で著作物の一部分のメール送信等を可能とすること(第31条第2項関連)

といったことが新たに可能となり、いずれも図書館利用者にとって大きな利便性の向上が期待されます。なお、これらの改正事項の施行期日は、第31条第8項関連 については、公布日(2021年6月2日)から1年を超えない範囲内での政令で定める日、第31条第2項関連については、関係者間で協議をして決める事項があることから、公布日から2年を超えない範囲内の政令で定める日となっています。

一方、改正著作権法第31条第1項1号では、“図書館利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。)その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつてはその全部)の複製物を一人につき一部提供する場合”(傍線部分は改正部分)とされています。また“発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部”という権利制限

規定がなくなり(※)、改めて対象範囲を定めることになるなど、従来の図書館利用者へのサービスが後退する可能性があるような部分が見受けられます。

今般の改正著作権法における第31条第2項の”著作物の一部分のメール送信等”の”一部分”の範囲や補償金額、第31条第1項1号の”政令”における規定等については、改正法の施行日までに権利者との間で協議の場が設けられる予定ですが、大学図書館著作権検討委員会としましてもこれに参加し、大学図書館としての意見を表明し、積極的に関わってゆく所存です。

(※)著作権法の一部を改正する法律案(新旧対照表) p.29 以降

[https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt\\_000013222\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_000013222_5.pdf)

以上